和歌山県空家等対策推進協議会(第6回)議事録概要

開催日時:平成30年10月2日(火) 10:00~11:30

開催場所:ホテルアバローム紀の国 3階 孔雀の間

出席者:委員(5名)平田委員、角松委員、藤田委員、柳川委員、南委員

行政(県7名、市町村28名)

オブザーバー(5名)

事務局(5名)森田都市住宅局長、浦部建築住宅課長、明石副課長、 前山班長、尾髙主査

◆議題 1 資料1 相談体制の整備・充実に関することについて

1)相談会状況報告【報告及び確認事項】

- ・10/1 時点の相談会事前申込み状況を報告
- ・ 県と市町村の広報、また新聞数社などの紹介により参加者が増加してきている ことを報告
- その他広報活動の提案について、今後積極的に広報活動を続けていくことを確認

質疑:相談会の申込者と先日の台風被害の関連性はどうか

回答:台風後に合わせて広報紙や新聞報道などがあり、申込みの増加と関連が

あったような実感がある

2)総合相談員の認定について 【決定及び確認事項】

- ・原案通り県内で16名の総合相談員を認定
- 今年度については、構成団体と協議の上、追加検討することを確認
- ・次年度以降は1回程度とする方針を確認

◆議題2 資料2 国交省モデル事業の取り組みについて

事務局: 今年度は国交省のモデル事業に建築士会と宅建協会で各事業を応募して頂いた。結果的に宅建協会様の事業のみの採択だったが、来年度以降も建築士会で提案した相談体制の仕組みづくりに関する事業採択にむけて県も協力し取り組んで行く

1)事業詳細報告及び各団体間の協力体制確認 【確認事項】

和歌山県宅地建物取引業協会 事務局長の堀江様より資料2により事業説明

事務局:作業協力の方法は、相談内容をデータベース化し各相談員がWEBシステム上で共有・編集を行うこと。また相談者が相談対応の進捗状況をWEB上から確認出来る。

採択された要因は、県下全域で行政と専門家が広く連携し事例を集める動きに特色があると思われる

質疑:相談会に来られた相談のデータ蓄積のみか

回答:相談会も含め、総合相談員や専門相談員が受けた相談も協力頂きたい

質疑:入力する権限は個人に付与されるのか

回答:相談員個人の登録権限及び団体の登録権限となる

質疑:閲覧できる範囲は

回答:相談案件に対応している状態では関係者のみ、相談対応が完了した段階で 相談者から同意が頂ければ要約した形で公開する

オブザーバー

意見:各士業が専門的な関与をしているので、十分調整した情報の提供に努めて 頂きたい

意見:所有者だけでなく隣家等地域住民からの相談もあると思われるので、事例 としての情報整理に努めるべき

意見:相談者が代理人であるとき、本人の意思をどう整理したのかという経緯の ある相談事例としての掲載が大事ではないか

意見:流通の観点から専門家間の連携がスムーズであること、相手の権限を見極 めることなど出口をしっかりと見据えた対応が必要

意見:情報の共有と開示だけでなく、しっかりと空き家対策が解決する取組が重 要。

事務局: 所有者の権限は自己申告により確認するが、トラブルに配慮した対応が課題。 連携など今後取り組む中で各課題を解決していきたいので各団体に協力願いたい。

◆議題3 資料3 今後の取り組み方針

- 1)協定における実務者連絡会議の設置について 【決定事項】
 - 実務者連絡会議の設置提案を説明。方針について了解を頂いた。
 - ・ 今後各団体に書面にて了解を頂き、会議を設置・開催する。
 - ・相談体制において実行性のある実務については、専門家の意見を聞きながら改善してきたい。

質疑:意見交換内容の報告形式はどうか

回答:書面にて報告させて頂く

2)来年度協議会の体制、会則改定について 【協議事項】

- 体制及び会則についてより実効性のある形に変えていくべきではないか
- ・委員の任期が平成31年3月31日までとなっていることを合わせて説明

質疑:特定空家等の判断基準の策定は削除するのか

回答: 策定は終わったと認識しているが、改訂や修正という形での記載が妥当と 考える

委員意見:特定空家等の判断基準については随時見直していく必要性が高い。改めるようなかたちが良いのではないか。

オブザーバー意見:相談体制の中で特定空家等の所有者に対して、有益な取組を 空家法の対応と併せて行うのが効果的ではないか。

事務局:委員の意見を踏まえた会則改定を行う。行政で対応出来ない部分をぜひ専門 家の方々の協力を受けたいというのが、この相談体制の目的なので各団体の協力をお 願いしたい。

【情報提供】 情報提供資料2、3

1) 白浜町の特定空家等に対する措置状況及び懸案事項について

公開資料無し

白浜町建設課佐藤様より事案について町からの紹介を受けた。

2) 司法書士会研修会

11/9(金)空き家対策講座への参加呼びかけ

3)弁護士会シンポジウム

11/8(木)空き家問題について考える~現状と対策~への参加呼びかけ

以上